

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百十九号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

電 出 線

次の表の左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

無 線 局	周 波 数
1 施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる基地局	860MHzを超え890MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,845MHzを超え1,859.9MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下 (注) 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,645MHz以下
2 施行規則第15条の2第2項第3号に掲げる陸上移動中継局	815MHzを超え845MHz以下 860MHzを超え890MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,750MHzを超え1,764.9MHz以下 1,765MHzを超え1,785MHz以下 (注) 1,845MHzを超え1,859.9MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下 (注) 1,920MHzを超え1,980MHz以下 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,645MHz以下

注 [略]
[削る]

備考 表中の「」の記載は正記号である。

電 出 幅

次の表の左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

無 線 局	周 波 数
1 施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる基地局	860MHzを超え890MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 (注1) 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 (注2) 2,595MHzを超え2,645MHz以下
2 施行規則第15条の2第2項第3号に掲げる陸上移動中継局	815MHzを超え845MHz以下 860MHzを超え890MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下 1,764.9MHzを超え1,784.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 (注1) 1,920MHzを超え1,980MHz以下 2,110MHzを超え2,170MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 (注2) 2,595MHzを超え2,645MHz以下

注1 [同左]

2 平成26年12月31日までの間は、2,555MHzを超え2,575MHz以下とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の表1の項中「945MHzを
超え960MHz以下」の規定並びに表2の項中「900MHzを超え915MHz以下」及び「945MHzを超え960M
Hz以下」の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年二月二十八日までの間に限り、この告示による改正後の表1の項中「1,845MHzを超
え1,859.9MHz以下」や「1,844.9MHzを超え1,860MHz以下」並びに「1,860MHzを超え1,880MHz以下
(注)」や「1,859.9MHzを超え1,880MHz以下(注)」並びに表2の項中「1,750MHzを超え1,764.9M
Hz以下」や「1,749.9MHzを超え1,765MHz以下」並びに「1,765MHzを超え1,785MHz以下(注)」や
「1,764.9MHzを超え1,785MHz以下(注)」並びに「1,845MHzを超え1,859.9MHz以下」や「1,844.9M
Hzを超え1,860MHz以下」並びに「1,860MHzを超え1,880MHz以下(注)」や「1,859.9MHzを超え1,88
0MHz以下(注)」に読み替える。